



●押し自転車の推進

1. 背景

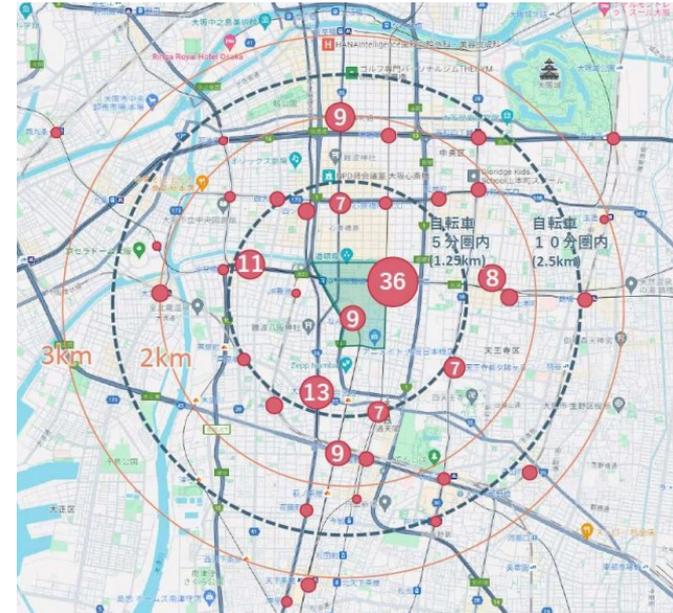
- ・なんば広場～なんさん通りも自転車走行禁止エリアとなる。
- ・自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）が2026年に運用開始。
- ・交通ルール啓発の安全教育と連携した取り組みが求められる。

2. 時期

- ・なんさん通り北側の整備が完了する秋のタイミングで実施。
- ・万博イヤーに効果が発揮されるように継続実施。

3. 告知の対象と方法

- ・なんば駅から15～30分圏に居住し自転車で来街する買物客
→折り込みチラシ、区報、ウェブなど
- ・なんば周辺で勤務する従業員
→ポスティングチラシ、専門学校、飲食関連団体を通じて



4. 実施方針

- ・歩いて安全で楽しいまちなんばの実現を広場からアピール
- ・自転車での来街者への駐輪場利用と乗車ルール順守協力よびかけ。
- ・共に学び共感を得て賛同者の輪を広げ定着をはかる。

[金城学院大学ヒアリング]

- ・ルールを守っていない人は実は少数派である。
- ・「恥ずかしい」と思うことで自発的な抑止に作用する。
「自転車を押さないことが恥ずかしい」と感じる状況を作り出すこと。
- ・歩くことのメリットをアピールする。
電車利用に経済的な還元があることで行動変容につなげる等。
- ・リアルな被害例を示すことで8割の人に伝わる。
- ・ありがとうございます、を添えると反発は低下する。
- ・ターゲットに対するメッセージを明確に伝える。
「駐輪台数が7千台超もあり、駐輪場は4600台も整備したが限界、徒歩に協力を。」



自転車の交通違反に交通反則切符（青切符）を交付する改正道路交通法が17日、参院本会議で可決・成立した。自転車運転の違反処理が戦後初めて見直され、**周知期間を経て2026年にも運用が始まる。**

取り締まりが自転車利用の萎縮を招かないために、**正しい交通ルールを啓発する安全教育と、安全走行を確保する交通規制を同時に進めることがカギ**になる。

自転車への反則金制度は、対象とする違反行為を「**信号無視**」や「**指定場所一時不停止**」など**115種類程度**とし、反則金額は5千～6千円が中心となる。

現行の反則金制度は自動車やバイクの違反行為が青切符の対象で、自転車は対象外。自転車には刑事手続きの対象となる交通切符（赤切符）が主に使われてきた。

反則金制度の運用は主に指導警告が前提で、警告に従わず違反行為を継続したり歩行者に危険を生じさせたりする悪質性や危険性が高い場合に青切符を交付する想定だ。

改正道交法には車道を走る自転車を守る法整備も行われ、**車道を走る自転車を追い抜く車に対して自転車との間隔に応じた安全な速度で走行するよう義務付けた。**

携帯電話の「ながら運転」や酒気帯びへの罰則も盛り込まれた。赤切符対象の酒気帯び運転は有罪になれば3年以下の懲役または50万円以下の罰金となる。ながら運転で実際に危険を生じさせた場合も赤切符対象で、1年以下の懲役または30万円以下の罰金となる。

新たな違反処理の運用や交通ルールについて理解を進めるため、警察庁は交通安全教育の強化に向けた体制整備を進める。

改正法の公布後速やかに、**交通安全を啓発する警察庁を事務局とした官民連携協議会を設置**する。協議会では主に自転車利用者の世代ごとに適切な安全教育の内容をまとめたガイドラインの策定や安全教育の担い手の拡充などについて議論する。

例えば小学生の場合、低学年は保護者同伴で歩道上を走行するようになり中学年では一人で走行し、高学年になると学区外まで行動範囲が広がると想定される。高校生や大学生はクロスバイクなど速度が出やすい自転車の利用者も増える。

高齢者の場合、遠距離を走行する機会は減るが身体能力の低下を正しく理解した運転が求められる。

世代ごとに注意すべき観点は異なることから、ガイドラインなどできめ細かに注意点を示す。交通安全教育は民間団体が担う場合も少なくない。**協議会では、適切な安全教育を行う団体を警察が認定することで「お墨付き」を与える制度の策定についても議論する。児童生徒への教育機会を設けたい学校などが認定を得た団体に依頼するといった運用が想定される。**

警察幹部は「違反処理に目が行きがちだが、交通安全教育と自転車の安全を確保する交通規制の三位一体で安全で快適な自転車利用を推進することが重要だ」と話した。

（日経新聞 2024.5.17）

改正道交法のポイント

①自転車の交通違反に反則金を導入

16歳以上の運転による信号無視や一時不停止、逆走は反則金制度の対象に



②罰則の整備

自転車運転中の携帯電話使用（ながら運転）や酒気帯び運転に罰則



③安全の確保

自転車の右側を追い抜く車に、間隔に応じた安全な速度の走行を義務付け





交通反則通告制度適用後の自転車の交通違反に対する指導取締り方針

参考資料10

いつ・どこで・どの違反について・どのように指導取締りを行うのか

自転車関連事故の発生状況や地域住民の取締りに関する要望を踏まえ、PDCAサイクルに基づき自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析し、真に事故抑止に資する指導取締りを実施

いつ

自転車関連事故の発生が多い時間帯

- 通勤通学時間帯
- 薄暮時間帯 など

どこで

自転車指導啓発重点地区・路線等

自転車指導啓発重点地区・路線とは、歩道上における自転車と歩行者の交錯、車道における自転車の信号無視等の実態から自転車関連事故が現に発生し、又は発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要であると認められる地区・路線をいう。

選定は警察署単位で行い、例えば

- 自転車通勤者等が集中する駅周辺
- 自転車通学の学生等により、悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
- 自転車利用者が特に多い地区・路線

など、地域の実情に応じて選定されている。※ 令和5年4月末現在 1,930箇所選定

このほか、交通死亡事故（自転車関連）が発生した場所等、指導取締りが必要と認められる場所において行う。

どの違反について

交通事故の原因又は悪質性・危険性・迷惑性が高い違反

反則行為

- 信号無視
- 指定場所一時不停止
- 通行区分違反（右側通行、歩道通行等）
- 通行禁止違反
- 遮断踏切立入り
- 歩道における通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転
- 携帯電話使用等
- 公安委員会遵守事項違反（傘差し）など

交通反則切符
（青切符）

取締りの
重点対象行為

上記以外の
違反行為

- 酒酔い運転
- 酒気帯び運転
- 携帯電話使用等（交通の危険を生じさせた場合）

交通切符
（赤切符）

どのように

実効性のある指導警告

運転に免許を必要としない自転車利用者に対して交通ルールを認識させる機会でもあることから、違反者自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう実効性のある指導警告を行う。

取締りの推進

警察官の警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときなどには、積極的に取締りを行う。

※ 効果的な広報

PDCAサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が国民に伝わるよう、自転車指導啓発重点地区・路線における指導取締り状況等について、積極的な広報に努める。



4.実施内容

4.1 放置自転車対策（ワーキングで相談中）

4.2 押し自転車対策

(1)告知物による伝達（秋をまたず実験） ※北折先生に監修をいただく。

伝達手法	表示内容（デザイン・文言）	設置位置
看板（ポラード）		
街灯フラッグ		
放送		
チラシ	買物客、従業員、専門学校掲示用・・・	
ウェブ	特設ブログ	



(2)啓発イベント（アイデア）

①ねらい

- ・自転車安全意識の高まりと相まって、来街者に正しい自転車の乗り方を楽しみながら知る機会とする。
- ・自転車指導啓発重点地区の対象指定や、安全教育を行う団体との連携をめざして継続的に行う。

②会場 なんば広場と御堂筋（連携）

③体制 協議会が主催、準備委員会が実施（イベント会社に委託）

大阪府自転車対策、ミナミ警察署、大阪市自転車対策、中央区・浪速区などの協力

④内容 A.自転車の正しい乗り方クイズ大会

2年後に施行される交通反則通告制度をふまえて来街者が参加する〇×クイズを実施

B.乗車用ヘルメット&おしチャリファッションショー

様々なデザインのヘルメットを紹介し着用率アップを促進

C.多種多様な二輪車の正しい走行場所や走行方法クイズ

D.駐輪場マップとどこから来ましたかマップ

E.こども警察官制服試着体験（警察の協力による）

F.駐輪場はお得だキャンペーン（利用者に抽選でグッズが当たる）

⑤告知 区報（中央・浪速・西区にご協力いただく）

チラシの新聞折込（浪速・中央・西区4紙で約5万部25万円ほど）

⑥日程 9～10月頃の関係者にとって効果的で可能な日程

※放置自転車保管料値上げが10月、なんさん舗装完成や規制開始などふまえて



<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者 ・通い字（ニアカーを含む） ・手押し車 ・小児用の車 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車 ・電動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車） ・人力車 ・軽車 ・リヤカー 	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 ※電動バイク ※電動キックボードを含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車（超小型モビリティを含む） ・自動二輪車 ・特殊自動車
--	---	---	---